

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
	<p><u>附 則（平成 26 年 11 月 26 日西設相シ第 10031 号）</u> <u>この改正規定は、平成 26 年 12 月 3 日から実施します。</u></p>

技術的条件集別表 26.5 I P通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様(IPv6 IPoE 方式)

[参照規格一覧]

(略)

1. インタフェース規定点 (略)
2. 下位層 (レイヤ1～2) 仕様
2. 1 10GBASE-LRインタフェースにて接続する場合
2. 1. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様
- IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠
- コネクタ仕様 JIS C5973 準拠
- IEC 61754-20 準拠
- 光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

なお、コネクタ仕様については、当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。

(略)

技術的条件集別表 26.5 I P通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様(IPv6 IPoE 方式)

[参照規格一覧]

(略)

1. インタフェース規定点 (略)
2. 下位層 (レイヤ1～2) 仕様
2. 1 10GBASE-LRインタフェースにて接続する場合
2. 1. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様
- IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠
- コネクタ仕様 IEC 61754-20 準拠
- 光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

(略)